

特別支援教育就学奨励費（特別支援学級分）支給要綱

（目的）

第1条 特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）は、特別支援学級において教育を受ける児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者（当該児童等に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、当該児童等の就学に関し必要な援助を行うことにより、特別支援教育の振興に資することを目的とする。

（対象者）

第2条 奨励費は、次の各号のいずれにも該当する者に支給する。ただし、津島市就学援助実施要綱（平成20年4月1日施行）の規定による就学援助費の支給を受ける者は、この限りでない。

- (1) 市の区域内に住所を有し、津島市立小学校又は津島市立中学校の特別支援学級において教育を受ける児童等の保護者であること。
- (2) 保護者の属する世帯の収入の額（特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号の規定により文部科学大臣が定めるところにより算定した収入の額をいう。以下「収入額」という。）が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した当該世帯の需要の額（以下「需要額」という。）の2.5倍未満であること。

（支給に係る認定等）

第3条 奨励費の支給を受けようとする保護者は、毎年度教育委員会が定める日までに、特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（様式第1。以下「収入額・需要額調書」という。）を教育委員会に提出し、前条各号のいずれにも該当することについて、認定を受けなければならない。

- 2 収入額・需要額調書は、児童等の在学する小学校又は中学校の校長を経由しなければならない。
- 3 教育委員会は、収入額・需要額調書の提出があったときは、当該提出を認定に係る申請とみなしてその内容を審査し、認定の可否を当該保護者に通知しなければならない。

（支給費目及び支給額）

第4条 市長は、前条の規定により認定を受けた者（以下「支給対象者」という。）に対し、次に掲げる費目について奨励費を支給することとし、その支給額は、毎年度市の予算の範囲内で市長が定める。

- (1) 学用品費等

ア 学用品費

各教科及び特別活動の学習に通常必要とする学用品（実験及び実習の材料を含む。）の購入費

イ 通学用品費

通学用靴、帽子その他児童等が通常必要とする通学用品の購入費

(2) 修学旅行費

修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学科並びに修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金

(3) 新入学児童等学用品費

通学用かばんその他小学校又は中学校に入学する児童等が通常必要とする学用品及び通学用品（第1号に掲げるものを除く。）の購入費

(4) 学校給食費

児童等が受ける学校給食について保護者が負担すべき費用
(奨励費の支給時期)

第5条 奨励費は、毎年度2回に分けて、次のとおり支給する。

(1) 9月に、前期分として、次の費目に係る奨励費を支給する。

ア 新入学児童等学用品費

イ 学用品費等

ウ 修学旅行費

エ 学校給食費

(2) 3月に、後期分として、次の費目に係る奨励費を支給する。

ア 学用品費等

イ 学校給食費

(奨励費の支給方法)

第6条 奨励費は、直接保護者に対して支給する。ただし、特別の事情がある場合には、支給対象者は、委任状（様式第2）により、奨励費の受領を校長に委任することができる。

2 前項ただし書の場合には、校長は、特別支援教育就学奨励費個人別支給台帳（様式第3）を整備し、支給を受けたつど、必要な書類と併せて教育委員会に提出し、その確認を受けなければならない。

(年度の中途における認定及び取消し)

第7条 転入学、特別支援学級への変更等により年度の中途において第2条の規定に該当することとなった者は、第3条第1項の教育委員会が定める日後においても、収入額・需要額調書を提出し、教育委員会の認定を受けることができる。

- 2 支給対象者が第2条の規定に該当しないこととなったときは、当該該当しないこととなった日をもって認定を取り消すものとする。
- 3 前2項の規定により年度の中途に認定を受け、又は認定を取り消された者に係る奨励費の額については、別に定める。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、奨励費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月27日から施行し、改正後の特別支援教育就学奨励費（特別支援学級分）支給要綱の規定は同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。